

「京都市未来こどもはぐくみプラン（仮称）」中間とりまとめ案からの変更箇所について

| ページ | 変更理由 | 変更前 | 変更後 |
|-----|--|---|--|
| 4 | 働きやすい条件整備や環境改善を図ることは、その家族のためだけでなく、少子化対策の一翼を担うものとして、社会全体で取り組んでいくものという趣旨が明確になるよう表現を改めました。 | 保育を利用しやすい環境整備を中心とした子育て支援の充実及び「真のワーク・ライフ・バランス」の推進は、単に子育て家庭の親子、家族のためだけでなく、わが国の少子化、子どもを生き育てたいという願いがかなえられる子育て環境を実現し、社会全体で解決していくことが求められています。 | <u>単に子育て家庭の親子、家族のためだけでなく、わが国の少子化、子どもを生き育てたいという願いがかなえられる子育て環境の実現のために、保育を利用しやすい環境整備を中心とした子育て支援の充実及び「真のワーク・ライフ・バランス」の推進に取り組むことが、社会全体に求められています。</u> |
| 1 3 | 市民からの意見募集の御意見を踏まえ、量の見込みにおける需給調整について柔軟に対応することを明記する。 | 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期については、「第9章（2）幼児教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期」を参照 | 提供体制を確保しようとする提供区域において、量の見込みが当該確保しようとする提供体制の量を下回る場合であっても、隣接する提供区域に量の見込みがあり、かつ、当該確保しようとする提供体制の量に係る施設又は事業の位置や交通事情等を勘案して、隣接する提供区域の待機児童対策として有効と認められるのであれば、当該提供体制を確保しようとする提供区域の量の見込みを上回る定員の施設又は事業を認可することがある。 |
| 1 4 | 「京都未来こどもはぐくみプラン（仮称）」中間取りまとめ案については、平成26年5月補正予算までの整備予定分を含み、9・11月補正予算の整備予定分を含んでいなかったため、これを反映した量の見込みを明示するため。 | — | 【参考】平成26年度9月・11月補正予算を反映した提供区域ごとの教育・保育の提供体制の確保の内容」を追記 |
| 1 6 | 供給過剰の区域において需給調整を行うことを明確にするため。 （2箇所：認可保育所の整備による受入児童数の拡大、小規模保育事業等の地域型保育事業の実施・推進） | — | 「幼児教育・保育ニーズが充足している区域においては需給調整（認可拒否）を行います。」を追記 |

| ページ | 変更理由 | 変更前 | 変更後 |
|----------|--|---|--|
| 17 | <p>認定こども園であっても、新設の場合は供給過剰の区域において需給調整の対象となることを明確にするとともに、供給過剰の区域であっても既存施設においては、必要最小限度の1号・2号・3号枠を確保できるよう、認定こども園へ移行できるよう特例措置を活用することを明確にする。</p> | <p>また、既存施設が認定こども園へ移行できるよう、きめ細かな支援を行っていきます。</p> | <p>また、<u>幼児教育・保育ニーズが充足している区域においては需給調整（認可拒否又は認定拒否）を行います</u>が、<u>既存施設が将来、認定こども園への移行を希望する場合は認定こども園へ円滑に移行できるよう、需給調整の特例を活用するなど</u>、きめ細かな支援を行っていきます。</p> |
| 17 | | <p>◇既存施設からの認定こども園への移行に係る需給調整の特例の活用（都道府県計画等で定める数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園から移行する認定こども園における保育が必要な児童の定員については、学級数に35を乗じて得た人数と同数までとします。 ・ 保育園（所）から移行する認定こども園における教育のみの児童の定員については、保育ニーズのピークと見込まれる2017（平成29）年度までは、保育が必要な児童の受入枠を減らして設けることを制限します。また、2018（平成30）年度以降については、基盤整備の状況や保育ニーズの推移等を考慮しながら、教育のみの児童の定員の設定について判断していきます。 <p>なお、需要が供給を下回る地域においては、その下回る範囲内において、保育が必要な児童の受入枠を減らし、教育のみの児童の定員を設けることができます。</p> | <p>◇既存施設からの認定こども園への移行に係る需給調整の特例の活用（都道府県計画等で定める数）</p> <p>～以下を削除～</p> |
| 44 45 | <p>本市の「市町村子ども・子育て支援事業計画」に当たる第9章において、「幼児教育・保育の一体的提供の確保」について新たに項目を設け、需給調整を含めた詳細を記載するよう改めている。</p> | — | <p>「オ 幼児教育・保育の一体的提供の確保」を追記</p> |